

ビキニ被災支援

室戸の会

ニュース

2020年8月8日 No.34

発行 ビキニ被災を支援する室戸の会 太平洋核被災支援センター

連絡先 事務局 宿毛市 088-066-1763(山下) 室戸の会 0887-35-8725(濱田)



ビキニ労災訴訟 第1回口頭弁論 (7/31 高知地裁)

ビキニ労災訴訟の第1回公判(口頭弁論)が7月31日高知地方裁判所で行われました。7月29日には広島地方裁判所で、国の定めた援護区域外で、しかし「黒い雨」を浴びた原告84人を被爆者と認める判決が出たこともあり、この裁判にも大きな期待がかかり、多くの報道陣も詰め掛けていました。

今回は、第1回の口頭弁論ということもあり、原告側からは二人の遺族の方が意見陳述を行いました。少し長いですが、前文紹介します。

◆増本美保さんの意見陳述

私は、ビキニ国賠訴訟で、原告として戦ってまいりました。増本和馬の妻です。

主人は、1954年、「ひめ丸」というマグロ漁船に機関士見習いとして乗船した時に、ビキニ沖で被災しました。当時、主人は17歳で、初めての航海だったと聞いています。

主人は、もともと被災をしたことを公にしてはいませんでした。高知新聞の「ビキニ被災国賠訴訟」を提訴することになったという記事を見て、自分も被災していることを名乗り出ることにしたようです。そして、支援者の方の協力を得て、ひめ丸の船員だった方たちから聞き取り調査を行いました。

聞き取りをする中で、主人は、自分がかわいがってかれて、大変お世話になっていた人が、白血病や癌になっていたこと、苦しい闘病生活の末に亡くなった人もいたことを初めて知りました。当時、主人もたくさんの病気を抱えていましたが、他の方は高齢で自分よりも体調が悪い方ばかりであり、自分が動かなければならないと感じたようです。ひめ丸のみんなのために、船員を代表して、その無念な思いや、国からどのような扱いを受けたのかを訴え、国の責任を認めさせて相応の対応をさせなければならないと強く決意しておりました。

しかし、主人は、昨年12月5日、肝門部胆管癌のため、志半ばにして死亡いたしました。ビキニ被災国賠訴訟の控訴審判決のちょうど1週間前のことでした。

亡くなる1週間位前までは「判決の日には車いすに乗ってでも、この目で見届ける」とっていました。亡くなる直前まで意識ははっきりしており、「お前が代わりに見届けてくれ」と言ったのが最後でした。

主人は、被災した後からたくさんの病気と闘ってきました。

被災した当時は、体が非常にだるく、仕事を辞めたいと思った時期があったそうです。30代ころからは、原因不明の肝臓肥大が続き、医者が首をかき上げていました。白血球も異常に増加しておりましたし、前立

腺がんもありました。2007年からは、狭心症のため入退院の繰り返しでした。そして、令和元年8月には、肝門部胆管癌の告知を受けました。

私は、18歳の時から看護師として医療現場に従事してきました。病気に対しては、昔も今も、早期発見、早期治療につきます。そして、そのためには、病気の原因、誘因をきちんと知ることが重要となります。しかし、主人の記録を見ると、船員に対し、一年に一回義務付けられている健康診断の内容は、当初は「身体測定、視力検査、聴力検査、ツベルクリン反応、胸部レントゲン」のみでした。平成8年の船員手帳から、やっと血液検査が加わりました。主人も、被災当時、第5福竜丸の乗組員のように健康チェックを受け、その後もきちんと追跡調査をしていてくれれば、このような訴えを起さなくても、被災に依る疾病と認定されたのではなかったのかと思っています。

私や、私の家族が主人の被災を知ったのは、主人が国賠訴訟の新聞記事を見て、自分も名乗り出ることを決めてからでした。父親であり、祖父である主人が被災していることを知って、子どもや孫たちも自分や自分の子どもたちへの影響が気がかりになりだしています。

私の長男は、2018年3月に「基底細胞癌」の診断を受け、孫の一人は2013年5月に脳腫瘍を患いました。いずれも治療し、経過良好となっておりますが、放射能による影響は、どのような形で現れるのかわかりません。恐ろしいものなのです。私の孫は、今20代ですが、子どもに放射能の影響が出るのではないかととても心配しています。

私は、主人がひめ丸の被害を調査し、国賠訴訟をたたかうのを隣でずっと支えてきました。ビキニ水爆実験の被害者である主人の無念はわがことのように感じています。志半ばで亡くなり、さぞかし悔しかったことと思います。私は、主人の意思を引き継ぎ、この訴訟を戦っていきたいと思います。

◆ 下本節子さんの意見陳述

私は、第7大丸で無線士として働いていた大黒藤兵衛の長女・下本節子です。この裁判の原告団長をしています。これから、父のことや、私がこの裁判にかける思いを述べます。

第7大丸は、ビキニ水爆実験、通称キャッスル作戦で被ばくしました。この時、父は30歳でした。

被爆後、第7大丸は、機関の故障でウエーク島に緊急入港しました。乗組員は全員ひどい下痢状態だったとのこと。ウエーク島では、アメリカ軍が第7大丸の船体にホースで水をかけて洗い流したそうです。放射能に汚染されていることを知っていたのだと思います。

父が船の仕事を辞めたのは36歳の時でした。船員手帳の「雇い止め」の欄に「病気のため」と書かれています。母は家計を助けるために働き始めました。父は60歳頃、胃がんで胃の4分の3を摘出しました。それ以前から、叔母に「自分は癌になる」といっておびえていたそうです。自分の被ばくを認識していたのだと思います。

父は平成14年3月6日、胆管癌で亡くなりました。

同じ第7大丸で働いていたBさんは、昭和42年、46歳の時に肝臓がんで亡くなりました。Bさんが亡くなった後、奥さんは、3人の子どもを育てるために苦労して働いて、60歳頃に亡くなっています。今回の裁判では、Bさんの息子さんも原告となっています。



原告の下本さん増本さん代表と弁護団（8人）の記者会見 2020.07.31 オーテピア

また、私は、ほかの船の船員や遺族からも話を聞いています。室戸水産高校の実習船で被ばくしたTさんは、被ばくから9か月後、21歳で亡くなりました。お葬式の時、お母さんはTさんのお棺に入って泣き叫んでいたそうです。

白血病により30歳で亡くなった船員は、婚約者もいたけど結婚もできなかったと弟さんから聞きました。お母さんに「船で光を見た」と話していたそうです。

また、2人の孫に知的障害があるのは、自分がビキニで被ばくしたことが原因ではないかと、長年だれにも言えずに苦しんできた船員もいます。

このように、水爆実験での被ばくが原因としか考えられない病気で亡くなった船員や、今も病気で苦しんでいる元船員がたくさんいます。

なぜ、政府や全国健康保険協会は、被害の実態を調査しないのでしょうか？昨年5月に開かれた再審査請求の公開審理でも、複数の参与の方から、「船員側のデータと有識者側のデータに差がありすぎる。有識者会議の提出した低い数値だけで結論を出すのは疑問である」とか「請求者の聞き取り調査をしていないことは問題である」などの理由で「労災を認めるべき」という意見が多く出されました。

被害の実態を調査せず、船員からの聞き取りすらしないで、なぜ、「健康被害を与えるだけの線量ではない」と結論が出せるのでしょうか。私には納得できません。父も含めて被爆者は、水爆実験で被ばくしたことを必死に隠してきました。口止めされた人もいます。地元の漁業を守るためでもあり、子どもや孫に被害が出るのではないかという不安もあったと思います。

政府は、被災状況について十分な調査を行わず、キャッスル作戦の翌年には日米合意により早々に政治決着を行い、ビキニ水爆実験による被ばくの実実は、第5福竜丸を除いて、闇に葬り去られました。

なかったことにされてしまった水爆実験の被害を丹念に調査し、ここまで明らかにしてくれたのは幡多ゼミナールの高校生や先生たちです。また、たくさんの方々被ばくした船員や遺族を支援してくれました。

そのおかげで、私は、生前父が隠してきた被ばくの事実を知ることが出来、こうして話をする事が出来るのです。この裁判で、船員の被災が認められ、広島・長崎・ビキニそしてフクシマと続く被ばく者の苦しみが国民に共有されて、今後放射能の被害で苦しむことが無くなることを切に願って私の陳述を終わります。

広島「黒い雨」裁判の判決 7/29

広島地方裁判所は7月29日、84人の原告全員に被爆者手帳を交付するように命ずる判決を言い渡しました。この「黒い雨」訴訟は、広島市への原爆投下直後に放射能を含んだ「黒い雨」を浴びたのに、国の援護対象区域外だったことを理由に被爆者健康手帳の交付申請を却下したのは違法だとして、広島県内の84人と遺族が市と県に処分取り消しを求めていた訴訟です。

判決理由は、①国の認めている特別区域は、「混乱期に収集された乏しい資料に基づいた概括的な線引きに過ぎない」こと。②原告側が提出した気象学者や大学教授の調査などから「黒い雨は特別区域にとどまるものではなく、より広範囲で降った」こと。③外部被ばくの他に、放射性微粒子が混入した井戸水や食料の接種で内部被ばくが想定できること。などを上げています。特に、内部被ばくのことを評価していることはとても重要だと思います。ビキニ水爆実験による被ばくも、海水を浴びたり、スコールを浴びたり、魚を常に食べたりしています。



2020.7.29 広島地裁前 時事通信社

8月18日の調査報告（室戸岬を中心に 第1寿ヅ丸、第1松栄丸）

支援する室戸の会は7月18日(土)に、室戸岬の第1寿ヅ丸と第1松栄丸の調査を行いました。第1寿ヅ丸は1954年4月29日に大阪港に入港しています。その時の港での調査では船首のレギンから125カウント、標識灯からは50カウントの放射線が検出されています。その時の漁場はN3度、E135度付近だと報告されています。さらに9月6日には東京に入港して、キハダ鮪他18本を海洋投棄しています。その時の漁場はN2度、E176度です。この場所はビキニよりさらに南東に行った場所であり、行き帰りにはマーシャル周辺を通過した可能性があります。この日は二人の船員のご遺族に話を聞くことが出来ました。お一人は胃潰瘍を患い、もう一方は肝臓がんや直腸がんを発症したということでした。また「灰が落ちているのを見た」といっていたというお話も聞き、もしかしたら5月に近くまで行っていたのかもしれませんが、別の年(1956年、1958年にもビキニやエニウエトクなどで実験を行っています。)の実験に遭遇したのかもしれませんが。

第1松栄丸は、1954年は4月26日に大阪で水揚げをしています。操業海域はフィリピンの東海域でした。魚からは検出されていませんが、レギンや碇泊灯から100カウントの放射線が検出されています。また、10月3日に大阪に入港した時には、バンショウ8本から300~400カウント、カツオやクロカワからも検出されそれらは廃棄しています。操業場所は4月と同じくフィリピンの東海域です。3人の遺族の方にお話を伺うことが出来ました。いずれも、当時の経済的にもとても大変だったというお話を聞きました。一人は肝臓がん、もう一人は胃がん、もう一方は、「皮膚が潮に弱いのか航海のたびに湿疹のようなものや小さなできもののようなものが出来ていました」という話をしてくれました。

「太平洋・ビキニ環礁における水爆実験で被ばくした元漁船員らの健康被害に対する救済措置を求める意見書」

2020年7月16日日本弁護士連合会

<意見の趣旨>

当連合会は、1954年にマグロ漁船の第5福竜丸を含む多数の漁船が太平洋・ビキニ環礁付近で操業中、アメリカ合衆国の水爆実験に巻き込まれた事件に関し、ビキニ事件により被ばくした元漁船員やその遺族らの被害救済のため、以下の通り政策の実現を求める。

- 1 ビキニ事件に関する資料を保全・開示するとともに、被ばくした元漁船員らの事態を把握するために調査を実施する。
- 2 被害者らに対し、被ばくによる健康被害及び精神的被害に対する補償の支払いや生活支援などの金銭的補償を実施する。
- 3 生存する元漁船員らに対して、専門医による健康相談を実施する。

※日弁連は、この意見書を日本政府と国際連合へ提出する準備を進めています。

核禁止条約批准43カ国に 発効へ前進 保有国とは溝

【ニューヨーク共同】感染拡大の影響で延期
同「広島への原爆投下された5年に1度の核
から75年の6日、核兵 拡散防止条約(NP
器の保有や使用を全面(T)再検討会議は来年
禁止する核兵器禁止条 1月開催の方向で、そ
約の批准書をナイジェ 来までに核禁止条約の
リア・アイルランド、 批准・発効手続きがど
ニウエの3カ国が国連 まで進むかが注目さ
に委託し、批准手続き される。
を完了、批准した国 条約の年内発効を自
地域は43となった。国 指す非政府組織(NG
連筋が明らかになった。 ○核兵器廃絶国際キ
発効には50カ国・地 ヤンベーン)ICA
域の批准が必要。米英 N)は6日、オンライ
仏中ロの核兵器保有五 N)で式典を開き、広島
大岡や、日本など米国 市出身の被爆者でカナ
の「核の傘」に頼る国 大に在るサー・節子
々は核禁止条約に参加 さん(88)は未批准国に
せず、条約推進国との 対し「ベストを尽く
溝が深まっている。 し、われわれを前に進
新型コロナウイルス める力を持つてほし

2020.5.7
高折